

※この法令は廃止されています。

### 平成二十三年国土交通省令第五号

#### 山村境界基本調査作業規程準則

三条第二項の規定に基づき、山村境界基本調査作業規程準則を次のように定める。

目次

#### 第一章 総則（第一条～第八条）

#### 第二章 計画（第九条～第十二条）

#### 第三章 現地調査（第十二条・第十三条）

#### 第四章 山村境界基本測量

#### 第一節 総則（第十四条～第二十条）

#### 第二節 山村境界基本三角測量（第二十一条～第二十六条）

#### 第三節 山村境界基本多角測量（第二十七条～第三十二条）

#### 第四節 山村境界基本細部測量（第三十三条～第三十八条）

#### 第五節 山村境界基本調査点測量（第三十九条～第四十六条）

#### 第六節 調査簿の作成（第四十七条・第四十八条）

#### 附則 第一章 総則（目的）

第一条 土地の所有者の氏名又は名称

山村境界基本調査作業規程の準則

第二条 令別表第三に定める誤差の限度

内に精度を保ち、かつ、山村境界基本調査

する記録又は表示に誤りがないように管

理し、及び検査を行ふものとする。

（記録等の保管）

第七条 山村境界基本調査を行う者は、山村境

界基本調査が令別表第三に定める誤差の限

度内に精度を保ち、かつ、山村境界基本調査

する記録又は表示に誤りがないように管

理し、及び検査を行ふものとする。

（管理及び検査）

第八条 山村境界基本調査を行う者は、地

形の状況等によりこの省令に定める方法によ

りて、当該山村境界基本調査の実施に関する計

画を作成するものとする。

（省令に定めのない方法）

第九条 山村境界基本調査を行う者は、當該山

村境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項につ

いて山村境界基本調査の実施に関する計画を作

成するものとする。

（調査地域及び調査面積）

第十条 山村境界基本調査図の縮尺は、二千五百

分の一又は五千分の一とする。

（作業計画）

第十一条 第九条第四号の作業計画は、現地調

査、山村境界基本測量並びに山村境界基本調査

図及び山村境界基本調査簿の作成の各作業別に

定めるものとする。この場合において、各作業

間の相互の関連及び進度を考慮して作成するも

のとする。

（現地調査）

第十二条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十三条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十四条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十五条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

四 四 地図

五 地図

六 地図

七 地図

八 地図

九 地図

十 地図

十一 地図

十二 地図

十三 地図

十四 地図

十五 地図

十六 地図

十七 地図

十八 地図

十九 地図

二十 地図

二十一 地図

二十二 地図

二十三 地図

二十四 地図

二十五 地図

二十六 地図

二十七 地図

二十八 地図

二十九 地図

三十 地図

三十一 地図

三十二 地図

三十三 地図

三十四 地図

三十五 地図

三十六 地図

三十七 地図

三十八 地図

三十九 地図

四十 地図

四十一 地図

四十二 地図

四十三 地図

四十四 地図

四十五 地図

四十六 地図

四十七 地図

四十八 地図

四十九 地図

五十 地図

五十一 地図

五十二 地図

五十三 地図

五十四 地図

五十五 地図

五十六 地図

五十七 地図

五十八 地図

五十九 地図

六十 地図

六十一 地図

六十二 地図

計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（管理及び検査）

第六条 山村境界基本調査を行う者は、山村境

界基本調査の成果について認証を行う者は、山村

境界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度

内の精度を保ち、かつ、山村境界基本調査に関

する記録の記載又は表示に誤りがないように管

理し、及び検査を行ふものとする。

（記録等の保管）

第七条 山村境界基本調査を行う者は、山村境

界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度

内の精度を保ち、かつ、山村境界基本調査に関

する記録の記載又は表示に誤りがないように管

理し、及び検査を行ふものとする。

（省令に定めのない方法）

第八条 山村境界基本調査を行う者は、地

形の状況等によりこの省令に定める方法によ

りて、当該山村境界基本調査の実施に関する計

画を作成するものとする。

（省令に定めのない方法）

第九条 山村境界基本調査を行う者は、當該山

村境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項につ

いて山村境界基本調査の実施に関する計画を作

成するものとする。

（調査地域及び調査面積）

第十条 山村境界基本調査図の縮尺は、二千五百

分の一又は五千分の一とする。

（作業計画）

第十二条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十三条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十四条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十五条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十六条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十七条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十八条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）

第十九条 現地調査は、現地調査点測量の結果によ

るところによる。

（現地調査）



(多角測量法による山村境界基本調査点測量)  
**第四十一条** 多角測量法による山村境界基本調査点測量における多角路線の選定に当たっては、  
 山村境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。  
 (放射法による山村境界基本調査点測量)

**第四十二条** 放射法による山村境界基本調査点測量は、山村境界基本細部点等を与点として行うものとする。

2 放射法による山村境界基本調査点測量は、山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量又は山村境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による山村境界基本調査点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する山村境界基本細部点等を基準方向とし、与点から山村境界基本調査点の距離は、基準方向とした山村境界基本細部点までの距離より短くするものとする。  
 (単点観測法による山村境界基本調査点測量)

**第四十三条** 観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2 単点観測法により観測された山村境界基本調査点の座標値は、周辺の山村境界基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。  
 (次数の制限)

**第四十四条** 山村境界基本調査点測量(単点観測法によるものを除く)における山村境界基本調査点の次数は、山村境界基本細部点等を基礎として、多角測量法にあっては二次まで、その他の場合にあっては一次までとし、基準点等(補助基準点を除く)又は山村境界基本三角点を基礎として求めた山村境界基本調査点の通常次数は、五次までとする。  
 (山村境界基本調査点の明示)

**第四十五条** 山村境界基本調査点測量は、現地に測量上の位置を明示して行うものとする。ただし、既設の工作物を利用する場合でその位置が明示されているものについてはこの限りでない。  
 (観測、測定及び計算)

**第四十六条** 山村境界基本調査点測量における観測及び測定は、令別表第四に定める誤差の限度

に準じて、当該誤差の限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

きは、それぞれを山村境界基本調査の成果としての山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿とする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一二日国土交通

省令第四二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(山村境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成された國土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

該山村境界基本調査点測量図の縮尺では山村境界基本調査点の状況を所要の精度をもつて表示することが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもつて表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

#### 第五章 山村境界基本調査図及び山村境界

基本調査簿の作成

(山村境界基本調査図原図及び山村境界

調査簿案)

**第四十七条** 山村境界基本測量を終了したときは、山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案を作成するものとする。

2 前項の山村境界基本調査図原図は、現地調査図(山村境界基本三角点成果簿)、山村境界基本多角点成果簿、山村境界基本細部点成果簿、山村境界基本調査点成果簿及び山村境界基本調査簿に基づいて作成するものとする。

3 山村境界基本調査図原図の縮尺では山村境界基本調査点の状況を所要の精度をもつて表示することが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもつて表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

4 第一項の山村境界基本調査図案は、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿及び山村境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

(山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿)

**第四十八条** 前条において作成した山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案について、法第十七條の規定による手続が終了したと